

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十第

行發日一月六年九正大

論 說

財産税の利弊……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(五)……………文學博士 三浦 周行

Jan de Witt に就きて(一・完)……………法學博士 財部 靜治

龔自珍の農宗說……………文學士 小島 祐馬

明治の米價調節(七・完)……………法學士 本庄榮治郎

人格主義の立場に於ける經濟と人生の考察(一)……………法學士 石川 興二

時事問題

目下の恐慌及び失業……………法學博士 戸田 海市

恐慌の對策と銀行業者……………法學士 大森 研造

雜 錄

北米合衆國に於ける農耕地……………法學博士 高岡 熊雄

沙見法學士に答ふ……………法學博士 武藤 山治

經濟生活の道德化……………法學博士 神戸 正雄

古代に於ける植民史訓……………法學博士 山本美越乃

附錄……………本誌第十卷總目錄……………

龔自珍の農宗說

小島祐馬

龔自珍は字を聰人、號を定庵と稱し、浙江省仁和縣の人である。清の乾隆五十七年(1792)に生れ、道光二十一年(1841)に五十歳を以て歿した。父の麗正は經學を以て子弟に教へ著書數種あり、母は有名なる段玉裁の女にて詩集一卷あり、自珍の學由つて來る所ありと謂ふべきである。彼は漸く長じて外王父段玉裁より説文の學を受け、二十八歳の頃より武進の劉逢祿に従ひ公羊春秋の義を究めた。そこで經學及び金石の學には造詣深く、殊に經學に關しては大なる抱負を有して居たものゝやうである。彼は又西北地理の學に精しく、且經世の論に長じ、其「西域置行省議」は後世李鴻章が見て大に推賞せし所である(李鴻章、黑龍江述略序。張之洞や易順鼎が學者を分類するに當り、皆自珍を以て經學家史學家(輿地家)經濟家の中に編入して居るのは、「國朝著述諸家姓名略」及び「國朝學按目錄」葢當を得たものと謂ふべきであらう。然るに譚獻は彼を批評して「先生經術に於いては必しも名家に非ず、文事は則ち前に唐宋なし」(復堂日記)と言つて居るが、誠に彼の最勝れて居る點は經學其他の學問よりも、寧ろ文章に在るであらう。尤彼は天才的の學者にして其文章

には到る處飛躍あり、頗る難解の處が少くない。猶彼は此外中年以後佛教に心酔し、魏源の言ふ所によれば彼自身其教理の深微に到達したと言つて居たといふことである(魏源定庵文集序)。彼は此の如く學問もあり文章も巧であつたが、それにも拘らず三十八歳の時まで會試に及第せず、從つて其官歴も大したものではなく、其生涯の大部分は學問著述の方面に費されたのであつた。以上の如くであるから其思想は大體に於いて經術を宗とするも、亦諸子百家に出入し、必しも拘泥する所なきものゝやうである。著す所の書諸種の方面に亘り數多これあるも、多くは亡佚して後に傳はらず。今日吾人の見ることを得るものは、經學の著述としては『大誓答問』『春秋決事比答問』あり、文詩を集めたるものには『定庵文集』『定庵續集』『定庵文拾遺』『定庵文集補篇』『定庵文集補』『龔定庵別集』(これはすべて佛教に關する論文)『定庵詩定本』『定庵詞定本』『定庵集外未刻詩』等あるのみである。今茲には彼の經濟思想殊に其農宗說に就いて少しく述べてみようと思ふ。

二

龔自珍は他の多くの支那の經世論者と同じく、先づ人民の經濟生活の安固を計ることを以て、他のあらゆる政治上の施設よりも先務とすべきことを論じて居る。彼は『五經大義終始論』(『定庵文集』卷下)に於いて

聖人之道。本_二天人之際。臚_一幽明之序。始_二乎飲食。中_一於制作。終_二乎聞_一性與_二天道。

と言ひ、『易』詩』書』禮記』などの本文を引いて飲食の天地に繼いで大切なることを述べ、始めて民に飲食を教へたる者を以て聰明の大なるものと爲し、凡そ禮の初は始めて民に飲食を與へたるものを祭るに始まるとして居る。又「五經大義終始答問」〔定庵續集〕卷二に於いて『書』の洪範八政を以て公羊家三世の法に配し、食貨を以て據亂の世の政治に當つるもの、亦經濟を以て政治の第一要件と爲すの意を寓せんとしたものである。以下紹介せんとする彼の農宗説の如き亦實に如上の根本觀念に基づき説き出されたる一種の社會政策に外ならざるものであるが、今之を叙するに先だち猶少しく述べて置かざるべからざるは、「平均篇」〔定庵文集〕卷上及び「論私」〔定庵續集〕卷二の二篇に見はれたる彼の思想の梗概である。

「平均篇」は之を一言にて盡せば不平均の政治を斥けて平均の政治に復さんとするものである、今少しく具體的に曰はゞ貧富相齊しからざる社會を矯正して貧富懸隔なき状態を作り出さんとするものである。されば一篇の眼目は冒頭の

有天下者莫高於平之之尚也。

といふに在るのである。斯くて彼の言に従へば、原始社會に於いては君民相聚つて醜然たり。君主は酒を盛りたる盃を取り、臣は之を酌むべき勺を取り、民は之を飲むべき卮を取るといふ状態にて、其間に經濟上の不平等を認むべき何者も無かつたが、後世に及ぶに従ひ上下交々利を取り

其結果として或は満ちて溢るゝあり、或は涸れて仆るゝあり、其不平等漸く甚しくなつたと爲し更に語を繼いで次の如く言つて居る。

貧相軋。富相耀。貧者陸。富者安。貧者日愈傾。富者日愈壘。或以羨慕。或以憤怨。或以驕汰。或以嗇吝。澆漓詭異之俗。百出不_レ可_レ止。至極不祥之氣。鬱_レ於天地之間。鬱_レ之久乃必發。爲_レ兵燹。爲_レ疫癘。生民嗷類。靡_レ有_レ子遺。人畜悲痛。鬼神思_レ變置。其始不_レ過_下貧富不_レ相齊_上之爲_レ之爾。小不_レ相齊。漸至_レ大不_レ相齊。大不_レ相齊。卽至_レ喪_レ天下。

之を要するに彼は千萬載治亂興亡の數は總べて貧富の相齊しからざる結果に過ぎずと爲し、而して貧富の懸隔愈遠ければ亂亡愈速に、貧富の懸隔稍近ければ治平稍速であると爲したのであつて、天下を有つもの之を理想の狀態に復さんことを欲せば之を溢るゝ者より挹りて之を足らざる者に注がざるべからずと爲すのである。但其之を復す方法に至つては、彼は或は四挹四注と言ひ、或は三畏三不畏と言ひ、すべて抽象的のこのみを舉げて一も實際上の施設に就きて言ふものが無い。尤彼は此篇の後に自ら記して「此篇を草して後七年乃ち農宗篇を作る、此篇と大指同じからず」と言つて居つて、根本思想に於いて彼と此とは相同じからざるものがあるとするのであるが、更に「論私」一篇の意を明かにせば其思想變遷の徑路は首肯せらるゝことと思ふ。但それでは「平均篇」の思想は農宗説に於いて全然失はれたかといふに、其必しも然らざることは後に至りて

自ら了解せらるゝ所であらう。

「論私」に言ふ所の大意は人間に私あることを是認するものである。今少しく狹義の語を用ふれば人間の利己心を是認するものである。其説に曰はく、

聖帝哲后。明詔大號。勅_レ勞於在原。咨_レ嗟於在廟。史臣書_レ之。究_レ其所爲之實。亦不_レ過_レ曰_レ庇_二我子孫_一。保_二我國家而已_一。何以不_レ愛_二他人之國家_一。而愛_二其國家_一。何以不_レ庇_二他人之子孫_一。而庇_二其子孫_一。且夫忠臣憂悲。孝子涕淚。寡妻守_レ雌。扞_二門戶_一。保_二家世_一。聖哲之所_レ哀。古今之所_レ懃。史冊之所_レ紀。詩歌之所_レ作。忠臣何以不_レ忠_二他人之君_一。而忠_二其君_一。孝子何以不_レ慈_二地人之親_一。而慈_二其親_一。寡妻貞婦何以不_レ公_二此身於都市_一。乃私自貞。私自葆也。

彼は是を以て人間はすべて自己の一身一家を中心として利己的に活動するものである、且又古來かゝる利己的活動を是認して社會の秩序は維持されて來たものであると爲し、而して若しかゝる利己心が道徳的に非なりと言ふならば、天下國家を他人に予へんとせし燕の子噲や漢の哀帝は文武周公よりも聖なるべく、兼愛差等なきを唱道せる墨子は、「人々其親を親とし其長を長として天下平ならん」といへる孟子よりも賢でなくてはならぬと言つて居る。且彼は一體天地の間に至公無私といふが如きことは有る筈のものでないと爲し、天地自然の現象にも猶私あることを指摘したる後、又次の如く言つて居る。

夫經交禽構。不_レ避_二人於白晝_一。無_レ私也。若_レ人則必有_二閨闈之蔽。房帷之設。枕席之匿。積類之拒_一矣。禽之相交。徑直何私。孰疏孰親。一視無_レ差。尙不_レ知_二父子_一。何有_二朋友_一。若_レ人則必有_二孰薄孰厚之氣誼_一。因有_二過從謙游。相援相引。欵曲燕私之事_一矣。今日_二大公無私_一。則人耶。則禽耶。

其論奇矯ではあるが而も根本的の議論ではなく、且多少の矛盾も含まれて居ると思ふ。惟ふに彼は現在の社會に行はるゝ習慣又は一般の人情といふが如きものを基礎として歸納的に其私心是認論を立てたのであつて、前の「平均篇」の理想状態を古代に想定し、それより寧ろ演繹的に平等説を主張するものは頗る立場を異にせる議論である。若し此論法に従はゞ「平均篇」に於ても現在の社會に存する貧富の懸隔は亦自然の勢なりとして之を是認せざるべからざることゝなるわけである。是に於いてか彼は「平均篇」の思想に訂正を加へて遂に其農宗説を樹立するに至つたものであらうと思ふ。

三

是より愈彼の「農宗」(『定庵文集』卷上)の説の大要を述べんとするのであるが、茲に謂ふ所の農宗の宗は即ち宗法のことにして、古來支那の社會を支配し來りたる家族制度の義である。一言にして言へば此家族制度と農業經濟とを結び付けたる一種の社會政策が即ち所謂「農宗」である。「農

宗」の説は大體之を二つの部分に分つことが出来るのであつて、前半は則ち歴史的研究であり、後半は則ち彼の理想である。

彼は最初に今日の社會の組織や制度の由來を稽へて先づ次の如き疑問を提出して居る。曰はく古未だ后王君公有らず、始めて之れ有つて人駭かざるは何故であるか。古未だ禮樂刑法有らず、始めて之れ有つて人疑懼せざるは何故であるか。而して彼の之に對する答は如何と觀るに、彼は先づ今日の社會の組織や制度はすべて盡く農業に起因するものなりと斷するのである。そこで社會章創の際に在りては人はすべて農民である。帝王と雖其初皆農民である。唯其領有する所の土廣くして穀を出すこと多く、其子孫を庇護するに足るものが推されて君主となつたまでである。自分等で推すのであるから始めて之れ有つても駭かない筈である。又禮樂刑法といふものも家族を團結せしめ社會の秩序を維持する方法として農民の承認したるものに外ならぬ、自ら承認するのであるから疑懼しないのが當然である。此の如くなるが故にかの天下の大部分は上より下に及ぶものなりと爲し、天子は天意を受けて下民を治むるものなりといふが如き説はすべて誤れる考にて、凡そ社會は「先づ下有つて而して漸く上有り」、下より推戴するの極遂に天意などに結び付けて其説を神聖にするに至つたものである。これが彼の自問に對する答案にして亦實に彼の農宗説の前提である。而して彼は其中に含まるゝ社會契約説よりも人民皆農といふ點に力を入れて以下

の説を導き出すのである。

扱以上の如くにして成立せる社會に於いて之を統一する最有力なる制度は何なりやといふに、彼に従へば是れは人々の親族關係を規定する宗法であるとするのである。古時君主若くは父兄の同じく親しまれ同じく尊まれ、而して其尊親の能く長久なる所以、又古時家を治むると天下を治むると一以て之を貫くものある所以は、皆こゝに本づくとするのである。古來或は宗法は天子諸侯卿大夫に限り、庶人には宗法あるを得ずとする説あるに對し、彼は「禮莫_レ初_レ於宗、惟農爲_レ初有_レ宗」と言ひ、社會に現はれたる最初の禮は實に此宗法にして、従つて此宗法は最初に社會を形作れる農民即ち庶人階級に於いて始めて行はれたりと爲すのである。而して彼は其所謂農民の宗法を述べて次の如きものと言つて居る。

百畝之農。有_二男子_二。甲爲_二大宗_一。乙爲_二小宗_一。小宗者。帝王之上藩。實農之餘夫也。有_二小宗之餘夫_一。有_二群宗之餘夫_一。小宗有_二男子_二。甲爲_二小宗_一。乙爲_二群宗_一。群宗者。帝王之群藩也。餘夫之長子爲_二餘夫_一。大宗有_二子_二三四人若五人_一。丙丁爲_二群宗_一。戊間民。小宗餘夫有_二子_二三人_一。丙間民。群宗餘夫有_二子_二二人_一。乙間民。間民使_レ爲_レ佃。間民之爲_レ佃。帝王宗室群臣也。

要するに彼の所謂宗法は大宗小宗群宗間民の四種の民より成立つたのであつて、農民にして男子二人ある時は、長男は大宗と爲り次男は小宗と爲る。大宗の家に男子數人ある時は、長男は大宗を

襲ぎ次男は立つて小宗と爲り、三男四男は皆立つて群宗と爲り、五男以下は間民と爲る。小宗の家は男子數人ある時は、長男は小宗を襲ぎ、次男は群宗と爲り、三男以下は間民と爲る。群宗の家は男子數人ある時は、長男は群宗を襲ぎ次男以下間民となるのである。而して

上古不諱_レ私。……父不_レ私_レ子則不慈。子不_レ業_レ父則不孝。餘子不_レ尊_レ長子一則不弟。長子不_レ瞻_レ餘子一則不義。

と言ひ、宗法が人類の親族に私する利己心に本づくものなりと爲す點は、彼の「論私」の思想と對照すれば更に明瞭なるものがあらうと思ふ。

彼は以上を以て實際上古の社會に行はれたる事實の歴史的硏究の如く記せるも其「古者無_レ文、用_レ禱_レ而可_レ知也」といへるによりても明なるが如く、事實としての價値は甚乏しきものにして唯彼の想像に本づくもの、更に適切に言はゞ彼の理想とする宗法を古代に想定したるに過ぎざるものである。

四

次に彼は以上の所謂歴史的事實に本づき、後王の取るべき制度と稱して自己の理想案を次の如く述べて居る。曰はく

請定_レ後王法。百畝之田。不_レ能_レ以_レ獨治。役_レ佃五。餘夫二十五畝。亦不_レ能_レ以_レ獨治。役_レ佃一。

大凡大宗一。小宗若群宗四。爲田二百畝。則養天下無田者九人。然而天子有田十萬畝。則天下無田亦不饑爲盜者。四千有五百人。大縣田四十萬。則農爲天子養民萬八千人。什一之賦尙不與。

佃即ち間民は田を有せず人に傭はれて耕作に任ずるものである。而して大宗にして田百畝を有するものは間民五人を役すべく、小宗若くは群宗にして田二十五畝を有するものは間民一人を役すべきこととする。此間民は先づ同姓のものを取り、同姓のもの足らざれば異姓を取る。かくて茲に田四百畝あらば、大宗小宗群宗各一家の外に、間民平均四人半を養ひ得る割合と爲る。是れ無田の間民を作りても衣食に窮乏するが如きこと無きを得しむる所以であつて、従つて窮乏の餘民の流れて無頼の徒と化するが如き弊害を救ふこととなるのである。而して間民が其宗家等の爲めに耕作に従事するは「仰いで其宗に養つて貰うといふ意味に非ずして、天下の爲めに穀を出すといふ大任を盡すことである」としてある。是は後に述ぶる所の間民一人の生計費が大宗小宗等の一人の生計費と略同額なることや、間民も他の同族と同じく官吏と爲るの資格を有せしむる等の事實と併せ考へて、彼が大宗より間民に至る間に社會上經濟上の差別をなるべく少くすることに留意せしことを看取することが出来る。猶「農宗附圖」に説明する所によれば大宗は必ず其田を世襲し、小宗及び群宗の始めて立つときは大宗は別に田二十五畝を請ひて之に與へ、小宗群宗は

之を世襲する。而していづれも六十歳にして襲ぐことゝなつて居る。

次に大宗及び餘夫(即ち小宗群宗)が百畝若くは二十五畝の收穫を以て如何なる方面に消費し、以て其生を樂むかといふに、曰はく

百畝之宗。以_二什_一爲_一宅。以_二什_一出_一租稅奉_レ上。……以_二什_一食_一族之佃。……大宗有_二十口_一。實食三十畝。桑芋木綿竹黍果蔬十畝。糶三十畝。以_二三十畝之糶_一治_一家具_一。

又曰はく

餘夫家五口。宅五畝。實食十畝。以_二二畝半_一稅。以_二二畝半_一佃_レ食。以_二二畝半_一治_一蔬芋_一。以_二二畝半_一糶。自_二實食_一之外。宅稅圍糶佃。五者毋_レ或_一廢_一。

是に由つて觀れば大宗餘夫によつて分配の率は異なるも、其土地又は收入を使用すべき事項は一定せられ、すべて宅地、園圃、租稅の財源、間民を養ふの資料、自家の食料、及び家具を購ふの費に當てられて居る。而して之によれば大宗と餘夫との生活に於いて多少程度の差異を生ずるが如く見ゆる。例へば彼等の自家の食料に就いて見るも、大宗は十口にして三十畝を食するに、餘夫は五口にして十畝を食し、又大宗は十畝の入を以て間民五人を養ふに、餘夫は二畝半の入を以て間民一人を養ふが如き即ちそれである。然るに「農宗附圖」の説明によれば、父母老すれば必ず宗子の家に養はるゝが故に、大宗は十口を以て率とし、小宗は五口を以て率とすと爲し、且「是

率を過ぐると雖亦食ふに足る」といへるを見れば、此割合は唯大體の標準を示したるに過ぎずして、要するに大宗より間民に至るまで三畝乃至二畝の入を以て一人一年の食に當つるといふ程の意であらう。而して大宗は前にいふが如く不生産者たる老人を多く養ふことを要するに反し、餘夫の養ふ所の不生産者はいづれも小兒なる等より考ふれば、大體に於いて兩者生活上の不公平は除かるゝのであらう。且間民に至りては別に宅地園圃租税の財源を要せず、家具衣服の如き亦大宗餘夫の支給する所なるべければ、其生活は亦大宗餘夫に比べて決して貧弱なりといふことにはならないのである。

又農宗説の示す所によれば天子を除く外には大宗より間民に至る四等の農民あるのみにして、此外に士大夫など、稱する階級を認めざるものゝやうである。然らば官吏となりて政治の任に當るものは何人があるかといふに、これはやはり農民中より出づることゝなつて居る。曰はく

本百畝者進而仕。謂_二之貴政之農。本仕者退而守三百畝。謂_二之釋政之農。本不三百畝者進而仕。謂_二之冗宗之農。本仕者退而不三百畝。謂_二之復宗之農。仕世絶。本大宗者復爲宗。本小宗者復爲小宗。本群宗者復爲群宗。本間民復爲間民。

即ち農民が進んで官吏となると同時に、又官吏が其職を罷むれば復もとの農民に復歸するのである、而して大宗より間民に至るまで其官吏となる資格に就いて何等の差別を認めてないのである。

而して官吏の生活は如何して保障するかといふに、

凡農之仕爲_三品大夫_一者。則有_三祿田_一。……田一品者四世。二三品二世。四品二世。五品一世。皆勿_レ稅。勿_レ予_レ俸。六品以下予_三之俸_一。

と言つて居る。即ち六品以下の官は之に俸祿を與へ、五品以上は之に俸祿を與へずして祿田を與へる。而して高官に上りしものは官等に應じて一世乃至四世の間其地位を世襲せしむることゝなつて居る。尤此世襲には制限があつて「婢妾之養不_レ備則不_レ世。祠祭弗_レ如_レ式不_レ世。不_レ辨_三菽粟_一亦不_レ世。食妖服妖不_レ世。回姓訟亦不_レ世」とある。而して「家受_三田歸_三田於天子_一」とあれば農民の官吏となる場合には田を天子に歸し、其農に復歸するや又請うて之を受くるものであつて、其世襲は之を許して居れど其私有は許して居らないものゝやうである。

此外農宗説に於いては猶日用品の標準價格を示し「米斗直_三葛布匹_一、絹_三之_一、木棉之布視_レ絹」といひ、其他諸道具の價なども例示して居る。而して此等貨物の交換はなるべく貨幣の媒介を借らず物々交換を行はしめんとし、貨幣は僅に已むを得ざる場合之を用ふるに止めんとし、「百家之城、有_三貨百兩_一、十家之市、有_三泉十繩_一」それにて足るとして居る。是れと同様のことが「乙丙之際塾議第十六」〔定庵續集〕卷二にもあつて、其末に

行_レ此三十年。富民所_三恠惜_一。非_レ貨焉。貧民所_三歎羨怨歎_一。非_レ貨焉。桀黠心計者。退而役_三南

歎。而天下復奚擾。擾貧與富之名爲。

と言へるもの、蓋其理由を説明せるものであらう。猶同時に彼は極力奢侈を排斥して

誅種_一藝_一食_一妖_一辣_一地_一膏_一者_一。梟_一其_一頭_一於_一隴_一。沒_一其_一三_一族_一爲_一奴_一。

といひ、奢侈品の生産に従事し地力を消耗するものは、之に重刑を科すべしとて威嚇して居るのである。

之を要するに彼の農宗說は前にも一言せる如く一種の理想狀態を古代に想定し、それより演繹的に立論したるものではあるが、併し其論中、現在社會上に存する人間の不平等を、何等かの形式に於いて承認せんと力めて居る點は、彼の「平均篇」の單に理想社會のみを觀て、全く現在社會を考慮の中に置かざりしものに比し大に趣を異にし來つたものと謂ふべきである。

五

以上は龔自珍の農宗說の大略であるが、彼の所說は之を抽象論として觀れば稍細目に立入り過ぎて居り、さりとて實行案として觀ればあまりに粗漫に失する嫌がある。殊に支那の學者の通弊とは言ひ乍ら、其數字を以てする説明の杜撰なるはかゝる種類の議論としては甚物足らず思はる所である。唯大體に於いて彼の意の存する所に就いて之を觀るに、農宗說に在りては極端に農業生産を重んずるといふことが其一特徴である外に、前にあげたる彼の「平均篇」と「論私」との思

想が並び存することを感ぜざるを得ないのである。即ち彼自身が利己心に本づくことを宗法を是認する點は「論私」の主旨に外ならずして、當時唯一の生産手段たる土地と人口との公平なる配當を案出せる所は其「平均篇」の思想の殘留せるものと謂ふべきであらう。されば農宗説は其大體に於いては支那固有の家族制度たる宗法を經とし、古來支那の學者の理想とする井田法を緯として組み立てられたるもの、如く見ゆる。然るに彼の「農宗答問」(『定庵文拾遺』)に言ふ所を見れば稍吾人のかゝる推測を裏切るが如きものがある。曰はく

問百畝之法。限田之法也。古也然乎。答。否否。吾書始舉三百畝一以起例。古豈有限田法一哉。貧富之不齊。衆寡之不齊。或什伯。或千萬。上古而然。漢以後末富。三代本富。……大抵視其人之德。有德此有人。有人此有土矣。天且不_レ得而限_レ之。王者烏得而限_レ之。

是によれば彼が大宗百畝といふことを言へるは單に例示的のものに過ぎずして、其五百畝たるは千畝たるも、亦問ふ所に非ずとするのである。然るに是れは少しく受取り難き議論であつて、彼が「農宗」に於いて「百畝之農」又は「大宗百畝」といふは、孟子が「五畝之宅百畝之田」と言へるが如く、一の定制として述べたる形があるのであつて、殊に其「百畝者進而仕、謂之貴政之農」、…本不_レ百畝者進而仕、謂之充宗之農」といへる如き、百畝と百畝に充たざる者とを別つて、百畝以上のものに對する名稱を設けざるを見て、彼が「農宗」を草する時には百畝を以て定制とする

の意であつたものと推定して敢て不都合はないやうに思はれる。但「農宗答問」に於いて既に彼自身が其說を改訂する以上は最早之に従ふの外はない。然るに彼は此點に就いてそれ以上何等説明する所なきが爲めに彼の眞意の那邊に在るかを窺知すること難きも、惟ふに數百千畝の土地を占有する者と雖、こゝに擧げたる百畝の田又は二十五畝の田を占有するもの、例に倣ひ、其比例を以て數十百人の間民を養ふべく、其收穫の多きもの程多くの人間に分配することを要するが爲めに、其生活上に於いては彼此の間甚しき懸隔を生ずること無かるべく、こゝにもやはり平均論の意は失はれざるものであらうと思ふ。彼の「貧富之不齊、……上古而然」といふ其貧富を、彼は將來唯土地占有の大小といふ形式に於いて存續せんとするに過ぎざるもの、やうである。之を要するに彼は理想と現實とを調和せんとする結果遂に實質的には平等にして形式的には差別ある一種の社會組織に到達せるものと思はれる。

支那に於いては古來均分政策を主張する學者は頗る多く輩出して居り、其議論も餘程徹底したものが無いではないが、併し其議論の徹底して居るだけ、それだけ空想的分子を含むことも亦多いのである。龔自珍の農宗說は之を分配政策として觀るときは稍不徹底の嫌はあれど、同時に一面に於いて支那固有の慣習を斟酌せるものであれば、これは所謂穩健にして實行性に富んだものと謂ふことが出来やうと思ふ。後に畢紫筠の「衡論」に宗法を主として授田の制を取り合せ、均食の論を立て、居るなどは、固より自珍の說の影響であるといふことである。(完)